

## 審査実施要領

### 1. 選考方法

選考は、まず1次審査で書類審査を実施。その結果をもって2次審査のプレゼンテーション審査を行い、合計得点の高い順から優先交渉権者、および次点交渉権者とする。

採点項目については別紙プロポーザル評価項目に記載。

### 2. 1次審査(配点：350点)

審査は椎葉村プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」）において以下のとおり書類審査を行い、上位5位以内を選定する。ただし、1次審査の合計点数が245点に満たない者は、2次審査の対象外とする。

#### 2-1 基準点(250点)

- ・ 対象：【別紙1】CMS機能要件一覧表

【別紙2】システム基盤（データセンター相当）機能要件一覧

- ・ 評価方法

(1) 提案CMSの対応状況を事務局が採点する。

- ・ 「加点」の項目に○：該当1項目につき、加点
- ・ 「加点」の項目に△：該当1項目につき、加点
- ・ 「必須」の項目に×：該当1項目につき、減点

(2) 提案システム基盤（データセンター相当）の対応状況を事務局が採点する。

- ・ 「加点」の項目に○：該当1項目につき、加点
- ・ 「必須」の項目に×：該当1項目につき、減点

#### 2-2 書類審査(100点)

- ・ 対象：様式第3号\_会社概要書

様式第4号\_業務経歴書

様式第8号\_業務実施体制調書

- ・ 評価方法

参加表明書に添付している上記書類において評価する。

### 3. 2次審査(配点：450点)

1次審査により選定された者によるプレゼンテーション審査を行い、1次審査との合計点数の高い順から優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。

### 3-1 価格評価とプレゼンテーション評価

#### (1) 価格評価点(50点)

- ・ 対象：見積価格
- ・ 評価方法  
以下の計算式にて算出した値を得点とする。（小数点以下四捨五入）  
・  $50点 \times (\text{予算上限額} - \text{事業者提案額}) \div \text{予算上限額}$

#### (2) プレゼンテーション評価点(400点)

- ・ 対象：プレゼンテーション及び質疑応答
- ・ 評価方法  
選定委員会において、各審査員がプレゼンテーションの各項目を審査・評価し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。

### 3-2 2次審査（プレゼンテーション）の内容

(1)日時：令和8年6月10日（水）に実施予定

(2)場所：椎葉村役場 3階大会議室

(3)出席者：1提案者4名以内（全体責任者は必ず出席すること）

(4)実施時間：1提案者40分以内（プレゼンテーション30分、質疑応答10分）

#### (5)プレゼンテーションの内容

- ・ 提出した企画提案書のアピールポイントや企画提案書で表現しきれないイメージなどについて説明すること。企画提案書と異なる内容の説明は認めない。また、提案書の内容に追加する項目は審査の対象としないので、注意すること。
- ・ CMSの特徴的な機能について、デモンストレーションを行うこと。特に、以下の項目について必ず説明すること。

- ・ プレゼンテーションでは、以下の項目に対する提案を含むこと。

項番	
1	利用者を主要コンテンツに導くための分かりやすい窓口となる、本村にふさわしいトップページについて ①本村用のトップページのサンプル2案以上を提示すること ②スマートフォンやタブレットに表示される画面を提示すること
2	利用者目線での「使いやすさ」について ①目的の情報へ快適にたどり着ける、利用者の操作（イメージ）を説明すること ②レスポンスデザインの特徴や操作性を説明すること

3	職員目線での「使いやすさ」について ①実際にページを作成する操作をしながら、専門知識がなくても統一性があるページ作成を可能にする機能を説明すること ②ページを公開する流れを説明すること
4	アクセシビリティ対応について ①ウェブアクセシビリティの取組みを説明すること
5	システム運用・保守について ①システムの運用支援の内容について説明すること ②データセンターの環境・保守等を説明すること ③セキュリティ対策を説明すること
6	災害発生時等の情報発信環境について ①緊急、災害情報の掲載ページのサンプルを提示すること ②大規模災害発生時等、緊急時の運用やサポート体制等を説明すること
7	椎葉村ホームページリニューアル業務委託 仕様書6. 対象ホームページの参考事例のデザイン

(6)プレゼンテーションの順番

プレゼンテーションの順番は、企画提案書を提出した順とする。

(7)その他

プロジェクター（型番：Panasonic 液晶プロジェクター PT-FW430）、スクリーン及びHDMI端子は本村で準備するが、その他必要な機器は提案者が準備すること。

## 4. 審査項目

### 4-1 1次審査

項番	審査項目	評価ポイント
1	会社概要、実績	会社概要が記載されており、信頼できる企業であるか。 同規模以上の自治体サイト構築実績やCMS導入実績を示されており、その実績は豊富であるか。
2	構築期間中のサポート体制	サポート体制は具体的に示されており、十分な体制となっているか。
3	セキュリティ認証・認定	ISMS 適合性評価制度に基づく ISO/IEC27001 認証および JISQ15000 に準拠したプライバシーマーク使用許諾が保有されているか。

4-2 2次審査

番号	審査項目	評価ポイント
1	本業務に対する 取り組み方針	本業務に対する基本的な考え方、および具体的な取り組み方針が具体的に示されており、分かりやすい説明であったか。
2	現行サイトの調査・分析	必要と思われる調査・分析手法について、どのような調査・分析を実施するのか、品質が分かるような内容を具体的に示されており、分かりやすい説明であったか。③業務工程表（村と事業者の役割分担を含む）
3	ユーザビリティの向上	ユーザビリティに対する考え方が具体的であり、分かりやすい説明であったか。 ①ユーザビリティの確保・向上のための考え方 ②具体的な取り組み方針 ③閲覧者の検索方法、および誘導方法
4	デザインと構成	提案のデザインは本村らしく、閲覧者にとって、情報が探しやすく、分かりやすいデザインとなっているか。 ①提案の事例は閲覧者が使いやすいデザインである根拠を示しているか。 ②提案の事例は本村が知らせたい情報へ誘導でき、地域セールス向上につながるデザインである根拠を示しているか。 ③提案の事例は本村の特徴を活かし、本村らしさが反映されているか。 ④提案の事例は災害専用トップページとして機能的か。 ⑤提案の事例はサブサイトページとして機能的か。
5	サイト構築、および CMS 導入実績、構築期間中のサポート体制	①同規模以上のサイト構築、および CMS 導入実績が豊富で、構築期間中のサポート体制が整っているか。 ②ページ作成など、基本操作は分かりやすいか。 ③公開申請や承認フローが分かりやすいか。
6	機能要件の実現方法	①主要な機能紹介と、カスタマイズによって対応する機能、独自の機能などについて、具体的で分かりやすい説明であったか。（カスタマイズ不要であれば満点） ②各課が作成したページの管理方法、人事異動や組織改正時の組織情報の管理方法は分かりやすいか。
7	アクセシビリティの確保・向上	①アクセシビリティに対する考え方が具体的であり、分かりやすい説明であったか。 ②アクセシビリティチェック機能の操作は分かりやすいか。
8	データ移行	データ移行の方法が具体的であり、役割分担が明確で分かりやすい説明であったか。また、サポート体制についても述べられていたか。

9	サーバ、およびネットワークの構築、機器、システムの管理運用、保守	サーバ、およびネットワークの構築や機器、およびシステムの管理運用・保守の内容が具体的であり、分かりやすい説明であったか。
10	新たなコンテンツの作成、および追加提案	本村が要求している以外に、有効な機能や地域セールス向上につながる企画などが提示されているか。
11	職員研修内容と実現性	職員のシステムへの習熟に重点を置いた操作研修の体制、および実施方法について提示されているか。
12	運用体制・保守費の妥当性	長期的コストは妥当か。(現在の保守経費：年額285千円)

## 5. 優先交渉権者決定に関する特記事項

### 5-1 提案者が1社の場合の取り扱い

- (1) 1次審査を実施し合計点が245点以上の場合、2次審査を実施する。
- (2) 1次・2次審査の合計点が560点以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

### 5-2 1次・2次審査の合計点が同点の場合の取り扱い

- (1) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が異なる場合、その得点が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- (2) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が同じ場合、「提案評価点」が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- (3) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」および「提案評価点」が同じ場合、「基準点」が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- (4) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」、「提案評価点」および「基準点」が同じ場合、「価格点」が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- (5) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」、「提案評価点」、「基準点」および「価格点」が同じ場合、選定委員会において合議の上、優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。